

陳 情 書

令和5年12月1日

島根県議会議長
園山 繁 様

住 所 島根県松江市西嫁島 1-3-17
団体名 一般社団法人 島根県建設業協会
代表者 会長 平塚 智朗
連絡先 0852-21-9004



件 名 契約締結に関する議会の議決について

1 陳情の趣旨

島根県では、全国に比べ早くから人口減少と少子高齢化が進行している。とりわけ、本土の9割を占める中山間地域や離島では状況は深刻化しており、人口減少と高齢化が地域経済を縮小させ、さらなる人口減少と少子高齢化につながる悪循環となりつつある。

このように過疎化する地域において、地域の建設業は、地域経済を支える基幹産業として、良質な社会資本整備の提供と雇用の維持・確保はもとより、災害時における応急復旧活動や冬季の除雪対応などをはじめ、地域の安全・安心な暮らしを守る上で重要な役割を担っている。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、これらの社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定した持続可能な経営を続ける必要がある。

しかし、未だに残る新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー価格や資材価格の高騰、就業者の高齢化や人手不足、働き方改革に伴う時間外労働の抑制など、建設産業を取り巻く環境はより一層厳しさを増しており、このような状況に対応するためには、個々の企業の取り組みに加えて、発注者の理解と協力が必須である。

このため、資材価格高騰や人手不足・働き方改革に資する取り組みとして、変更契約事務期間を短縮することにより、契約後の資材価格高騰に対する速やかな変更契約額への反映及び工事完成に伴う専任技術者の円滑な配置換えを可能とする「知事による専決処分」の適用範囲の拡大を求める。

2 陳情の理由

議会の議決を得た契約（当初契約額が5億円以上）を変更する際、変更増減額が2,500万円を超える場合、議会の議決を要し、この議決に約60日程度の期間を要するため、以下の課題が生じている。

また、現行の知事の専決処分上限額2,500万円は、近年の資材価格高騰などの影響から、今後は上限額を超える変更契約案件が多くなると見込まれ、変更契約に係る期間の影響の拡大が懸念される。

- (1) 議会の議決を要する契約工事は、大規模工事であるため、資機材の価格高騰による請負者の資金計画への影響が大きいが、変更契約締結及び工事代金の支払いに期間を要するため、請負者の経営に負担が生じる。
- (2) 議会の議決を要する土木工事や建築工事における大型物件については、共同企業体による工事が多く、複数名以上の技術者の配置を要するが、変更契約締結までに期間を要するため、技術者の拘束期間の長期化による他工事の対応が困難となるなどの影響が生じる。

以上により、限られた人材をより有効に活用し、また高騰する資材価格等の変動に対して、速やかな支払いを可能とするため、下記のとおり、「知事による専決処分」の適用範囲を拡大するよう陳情する。

記

【知事の専決処分の変更案】

地方自治法第180条第1項の規定による知事の専決処分事項として、「議会の議決を得た契約（当初契約額5億円以上）を変更する場合、変更額が2,500万円をこえない範囲で変更すること。」とあるが、現在の社会情勢を鑑み、専決処分の変更上限額を2,500万円から1億円に拡大すること。